

りそな・につぽん割安株ファンド (繰上償還条項付)

単位型投信/国内/株式



DIAMアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

<委託会社>[ファンドの運用の指図を行う者]

DIAMアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号/関東財務局長(金商)第324号

<受託会社>[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

株式会社りそな銀行

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記委託会社への照会先までお問い合わせください。投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧できる他、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。

また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。

委託会社への照会先

【コールセンター】0120-506-860 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

【ホームページ】<http://www.diam.co.jp/>

商品分類			属性区分		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
単位型	国内	株式	株式 一般	年1回	日本

※上記の分類は、社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。
商品分類および属性区分の定義については、投資信託協会ホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)にてご確認ください。

<委託会社の情報>

委託会社名 DIAMアセットマネジメント株式会社

設立年月日 1985年7月1日

資本金 20億円

運用する投資信託財産の
合計純資産総額 4兆109億円

(2011年12月30日現在)

- 「リそな・にっぽん割安株ファンド(繰上償還条項付)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2012年3月30日に関東財務局長に提出しております。当該届出書の効力の発生の有無については、前記の委託会社への照会先までお問い合わせください。なお、効力が生じていない場合においては、本書に記載された内容につき訂正が行われる場合があります。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法に基づき受託会社の固有財産等との分別管理等がされています。
- 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、前記の委託会社への照会先までお問い合わせください。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

1.ファンドの目的・特色

ファンドの目的

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。

ファンドの特色

1

わが国の割安株へ投資を行い、値上がり益の獲得をめざします。

●主としてわが国の上場株式の中から、相対的に割安と判断される銘柄へ投資します。

2

運用にあたっては、株価のバリュエーションに着目しつつ、それぞれの企業のファンダメンタルズ等も勘案します。

- 原則として、PBR(株価純資産倍率)、PER(株価収益率)等の指標から株価が割安と判断される銘柄を中心に選定します。
- 組入れにあたっては、企業調査に基づき個別企業の経営戦略や成長性等の企業のファンダメンタルズ等を評価し、投資魅力度の高い銘柄へ投資します。

3

基準価額(1万口当たり、以下同様)が一定水準(11,500円)*以上となった場合、安定運用に切り替え、繰上償還します。

- 基準価額が11,500円以上となった場合には、繰上償還手続きに入ります。
- この場合、基準価額が11,500円以上となった日の翌営業日から組入株式を売却し、わが国の短期金融資産等による安定運用に切り替えることを基本とします。

*支払済みの分配金累計額は加算しません。上記一定水準(11,500円)とは、安定運用に切り替えるための価額水準です。基準価額が11,500円以上となることを示唆あるいは保証するものではありません。また、償還価額(1万口当たり)が11,500円以上となることを保証するものではありません。

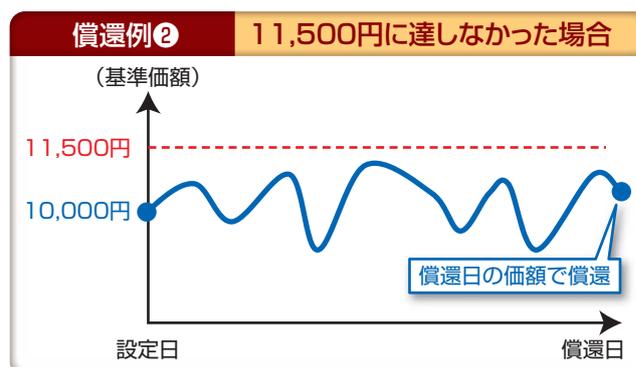
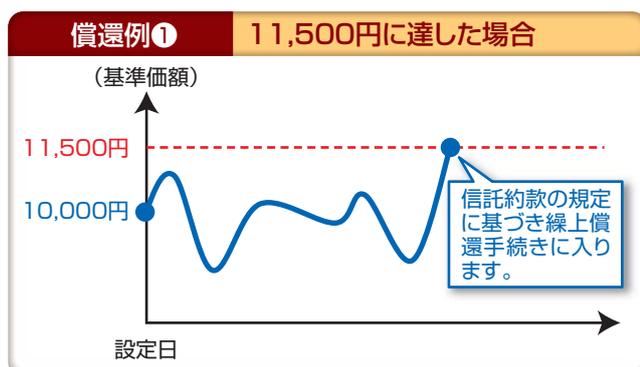
- PBR(株価純資産倍率)は、株価が1株あたりの純資産(資産額から負債額を差し引いた額)の何倍まで買われているかを示します。
- PER(株価収益率)は、株価がその企業の1株あたりの利益の何倍まで買われているかを示します。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

1. ファンドの目的・特色

償還ルール

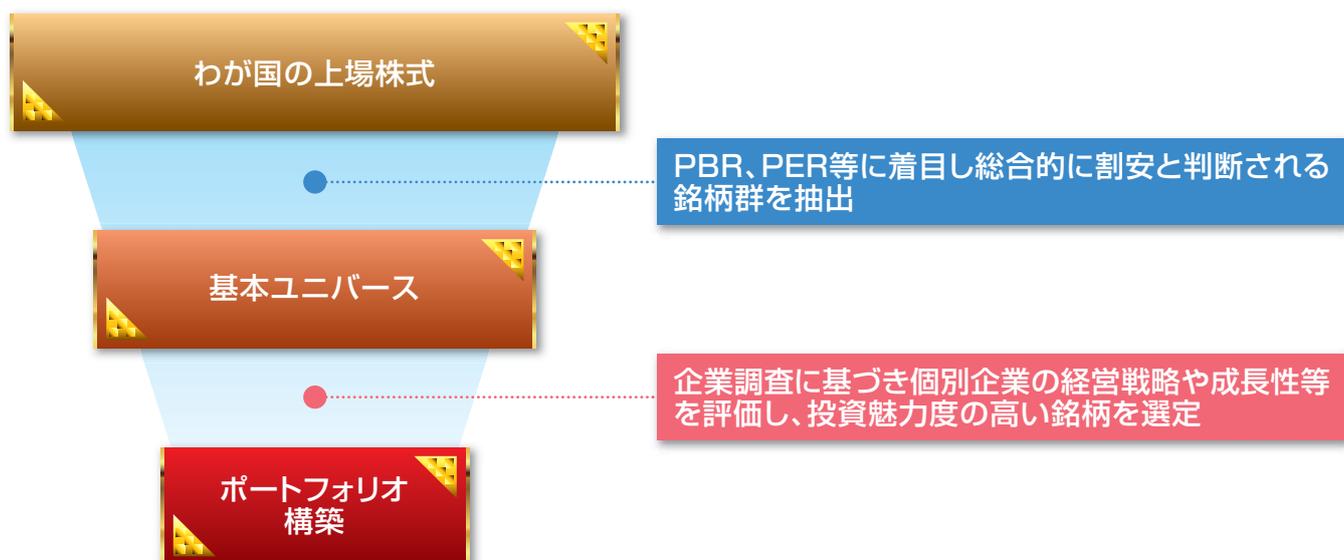
1万口当たりの基準価額が11,500円以上となった場合には、繰上償還します。



※上図はファンドの特色3の償還について分かりやすく説明するためのイメージ図です。実際のファンドの値動きとは異なります。また、当ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

※当ファンドの受益権口数が10億口を下回った場合等は、繰上償還となる場合があります。

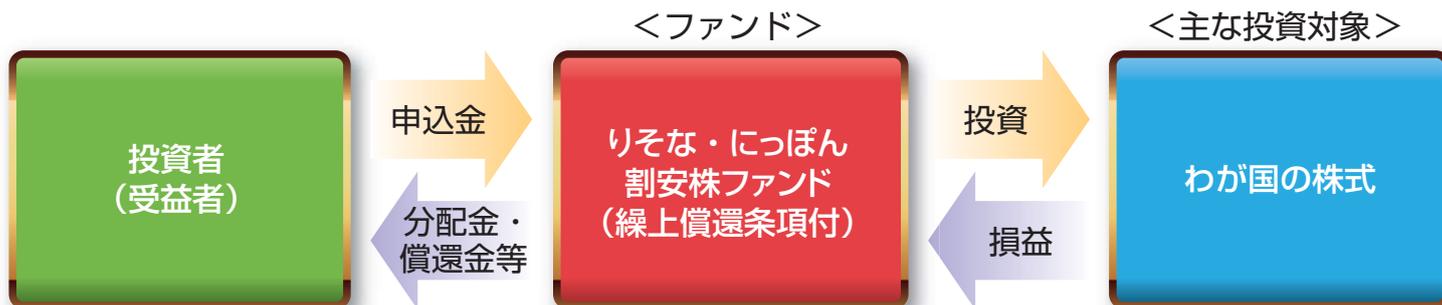
運用プロセス



資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

1.ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み



主な投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

分配方針

年1回の決算時(4月14日(休業日の場合は翌営業日))に、元本超過額または経費控除後の配当等収益額のいずれが多い額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

- ・将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ・分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

2.投資リスク

当ファンドの基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

※基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

株価変動リスク

当ファンドは、株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。

個別銘柄選択リスク

当ファンドは、個別銘柄の選択による投資を行いますので、株式市場全体の動向から乖離することがあり、株式市場が上昇する場合でも当ファンドの基準価額は下がる場合があります。

信用リスク

投資する株式や短期金融商品等の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には基準価額が下がる要因となります。

流動性リスク

当ファンドは、市場規模が小さい株式等に投資する場合があります。そのような市場では、資産規模や取引量が少ないため売却時に市場実勢から期待される価格で売却できなかつたり、売買取引が困難となることから、価格の値動きが大きくなる場合があります。基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 1万口当たりの基準価額*が一定水準(11,500円)以上となった場合には安定運用に切り替えます。一定水準(11,500円)とは、安定運用に切り替えるための価額水準です。株式売却の際に発生する売買委託手数料等や市場インパクト、および株式を売却し終わるまでの株式の価格変動の影響等により、基準価額が11,500円以上となった日の翌営業日以降(安定運用への切り替え完了後も含みます。)の基準価額および償還価額が11,500円以上となることを保証するものではありません。また、ファンドは基準価額が11,500円以上となった場合、安定運用に切り替えることを基本としています。安定運用への切り替えを速やかに行うことができない場合があります。

※支払済みの分配金累計額は加算しません。

リスクの管理体制

委託会社では、運用パフォーマンス評価を、運用部門から独立したリスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。

運用リスク管理は、リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次で「リスク管理委員会」に報告致します。



3.運用実績

有価証券届出書提出日現在、当ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○委託会社ホームページ等で運用状況を開示することを予定しています。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入の申込期間	2012年4月16日～2012年5月30日
購入単位	各販売会社が定める単位(当初元本:1口=1円)
購入価額	1口当たり1円
購入代金	お申込期間中に購入代金を販売会社に支払うものとします。
換金単位	1口以上1口単位または1円以上1円単位
換金価額	換金のお申込日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金のお申込日より起算して5営業日目から支払います。
申込締切時間	換金については、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までとします。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	2017年4月14日までです。(設定日:2012年5月31日)
繰上償還	1万口当たりの基準価額が一定水準(11,500円)以上となった場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させます。 次のいずれかに該当する場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了する場合があります。 ① 受益者のために有利であると認めるとき。 ② 受益権の口数が10億口を下回るようになった場合。 ③ やむを得ない事情が発生したとき。
決算日	原則として毎年4月14日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回、毎決算日に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※決算日から起算して原則として5営業日までにお支払いを開始します。
信託金の限度額	5,000億円とします。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年4月のファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けいたします。 ※委託会社のホームページにおいても開示することを予定しています。(URL http://www.diam.co.jp/)
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ※益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

基準価額の照会方法 基準価額は、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用				
購入時手数料	購入価額に、 3.15%(税抜3.0%) を上限として各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額をご購入時にご負担いただけます。 ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。			
信託財産留保額	換金のお申込日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただけます。			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
運用管理費用(信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年1.5225%(税抜1.45%) の率を乗じて得た額とします。また、運用管理費用(信託報酬)の配分は下記の通りとします。ファンドの運用管理費用(信託報酬)は、日々の基準価額に反映され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日。)および毎計算期末ならびに換金時または信託終了のときファンドから支払われます。			
	時期	項目	費用	
	毎日	信託報酬	総額	信託財産の純資産総額に対して年率1.5225%(税抜1.45%)
			配分	委託会社 年率0.7350%(税抜0.70%)
			配分	販売会社 年率0.7350%(税抜0.70%) 受託会社 年率0.0525%(税抜0.05%)
その他費用・手数料	組入有効証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、監査費用等がお客様の保有期間中、その都度かかります。 ※これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。			

※当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することができません。

税金

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 収益分配金に対して10%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※税金は表に記載の時期に適用されます。

※上記の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

※上記は、2011年12月末現在のもので、2013年1月1日から2013年12月31日までは10.147%の税率となります。また、2014年1月1日以降は20.315%の税率となる予定です。なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。